

韓国における発達障がい者雇用開拓人物史研究

-福祉の同情から労働権利への道を開拓したJ氏の生涯史を中心に-

○ 三育大学校 大学院 金 守熙 キム スウヒムカン ソンエ 文 松愛(三育大学校 大学院)、チョン チョンヘ 鄭 鍾和(三育大学校 社会福祉学科)

キーワード：発達障がい者、障がい者雇用、労働者性

1. 研究目的

韓国では1990年「障がい者雇用促進等に関する法律」制定以来1991年0.43%から2015年末統計では2.51%でこの24年間で5倍程雇用率は増加しているが、障がい種別で見ると身体障害者が65.3%で圧倒的に多く、知的障がい者を含む発達障がい者は6.0%に過ぎない状況である。2016年発達障がい者法が実行されてはいるが、障害者雇用拡大においては厳しい状況である。このような現状の中、自分自身が重度の身体障害者でありながら一生涯、仕事の現場で差別と抑圧を受けながら自ら発達障がい者雇用モデルを道開いたJ氏の人物史を研究することは今後の発達障がい者雇用に大きな意義を提示するものと考えられる。従って、J氏の人物史研究は単に個人の生涯を追うだけではなく、J氏が一生涯を追い求めた障がい者の労働者性や障がい者の当事者性をいかに現代の障がい者雇用政策に取り組みべきかについて示唆する意義を深めることである。

2. 研究の視点および方法

本研究は単にJ氏の一生涯物語を超え、韓国における劣悪な重度発達障がい者雇用の現場で自ら重度身体障害を持ちながら障害者にとって働くことは何かについての新たな意味を提示し、労働とは何かを追い求め、重度障がい者にとって雇用又は働く意味の本質を掘り出すものである。このような研究視点からJ氏の事例はもっとも適切であると考え、事前調査を終え、2017年3月から5月まで2ヶ月間数回ヒアリングを行った。この研究は、質的研究であり、収集された物語の内容分析はローゼンタール(Rosenthal, G. 2005)の生涯史中心の分析方法で行われた。

3. 倫理的配慮

研究に参加するJ氏は勿論、ヒアリングに参加している人々のプライバシー保護のため、本研究の目的、内容、研究方法などについて十分説明し、研究同意書を書いてもらいヒアリングと録音の許可を得ている。また、参加同意をした参加者にヒアリング内容に関して秘密保護を約束しており、研究を進めていく過程においても本人の語りが気に食わない場合には途中で辞めることが可能であることを告知した。ヒアリング後には本人の語りをフィードバックして自発的研究参加を原則に研究が進められた。さらに、本研究の手続きに

において日本社会福祉学会の研究倫理方針を守って研究を行っている。

4. 研究結果

	1946~1982 (空手の国家代表選手の練習中に障害を負う)	1983~1989 絶望から希望を生み出す	1990~2004 挑戦と拡張	2006~2017 1030運動展開 (仕事なき生もなし)
	苦難の時期 (韓国における職業リハビリテーションの制度化以前)	発展期 (保護雇用の始まり)	激動期 (支援雇用の始まり)	成長期 (発達障がい者の一般雇用への試み)
主な出来事と業績	突然の事項により1級重度身体障害者となり、耐え難い苦しみを受け車椅子生活の日々を送る。この時期、キリスト教を受け入れ自分のための生ではなく障がい者のために一生生きることを決心	A福祉園を設立して狭い部屋に5人の重度障がい者と共に電子部品の組立て作業を行う。仕事と収入を拡大するための様々な努力の日々を送る。施設を拡大する度に地域住民の差別と向き合う。ごみ収集袋やショッピングバックを製作し納品を行う。徐々に助け合う人々が増える。	A福祉園を社会福祉法人として認可を得て、ソウルと周辺地域のごみ袋の製作と納品の委託を受けることになる。施設拡大でP市に移転したが、地域住民の反対が厳しく抵抗を乗り越え、障がい者職業リハビリテーションの体制を整え、地域福祉館、保育園等の福祉事業も拡大し、障害者雇用事業と福祉事業を同時発展に尽くす。	重度障がい者の生産的福祉関連国際フォーラムなど様々な活動を展開し活発な障がい者の一般雇用に向けて活動を展開。障がい者生産品優先購買運動と制度化(障がい者生産品優先購買特別法制定)、社会的企業の設立、約150人の重度発達障がい者に最低賃金を支払うことになる。幸せ工場づくり運動本部を立ち上げ全国運動を展開している。
調節メカニズム	空手精神、混沌、怒り、信仰	空手精神、挑戦、絶望、切に願う、信仰	空手精神、熱情、挑戦、感謝、信仰	空手精神、熱情、感謝、愛、信仰
韓国における障がい者雇用政策の発展	1967年 職業安定及び雇用促進に関する法律 1981年 保健社会部リハビリテーション課設置 1981年6月 心身障がい者福祉法制定	1986年 福祉再活院開所 1988年12月 心身障害者福祉法を障がい者福祉法に改正	1990年 障がい者雇用促進等に関する法律制定 1993年 雇用保険制定 雇用政策基本法 2000年 障がい者雇用促進及び職業リハビリテーション法制定	2008年9月 重度障がい者生産品優先購買法制定 2009年10月30日 障がい者職業リハビリテーションの日制定

5. 考察

本研究は空手国家代表選手であったJ氏が事故により、重度身体障がい者となり、障害当事者自ら労働者性や障害当事者性を社会に訴え、重度発達障害者雇用の現場における福祉の同情から労働権利を訴えかけたものである。単に障がい者一人の生涯史研究に終えず、これまで重度発達障がい者雇用に手放していた韓国の社会にやる気を引き起こし、発達障がい者も一人の労働者として等々な労働権利を確保できる社会をつくりを提示している。

この事例を通して、J氏が自ら体験した職業リハビリテーションのメカニズム形成にどのように関わっていたかを明らかにすることができた。これまで重度発達障がい者に対する雇用の考え方は、保護雇用の水準を超えず、作業所に留まっていたが、J氏の事例で見られるように一般雇用への希望を生み出す動機付けになったと評価できる。また、J氏の事例で約150人の発達障がい者が労働成果を生み出す努力により、税金を国家に支払う賃金構造をつくり、福祉同情から労働権利を確保できたと評価できる。また、J氏が訴えている幸せ工場づくり運動を全国に拡大していくことにより、未開拓地の韓国社会における障がい者雇用政策に新たな希望を生み出すことができる。